

2024 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要について

2025 年 6 月 6 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき、2024 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている調達のうち産業廃棄物処理に関しては、賃借ビルの賃貸借契約において産業廃棄物処理業者が指定されており環境配慮契約方式を実施しなかった。自動車の賃貸借、船舶の調達及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理業務に関しては、該当する業務の実績はなかった。電気の調達及び省エネルギー改修事業（E S C O 事業）に関しては、当機構が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、E S C O 事業を実施することは困難であるため、契約を行っていない。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

2024 年度における物品やサービスの調達に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。